

児童虐待の防止

児童に対する虐待の禁止や児童虐待の防止に関する関係機関の責務、虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が改正されました。

この改正により、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務があることが明記され、児童相談所に加えて、新たに市町村が児童虐待に係る通告先として規定されるなど、子どもをより迅速・適切に保護することができるようになりました。

また、児童福祉に関係ある団体も児童虐待の早期発見に努めることが明確にされたため、網走市においても要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関相互の連携と協力により児童虐待の未然防止や早期発見、保護、解決を図ることとしています。

子どもの虐待とは

親または親に代わる養育者等が子どもに対して行う、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を言います。

虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、時には生命までも脅かしたり、身体に後遺症を残したりします。また、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。



虐待のタイプ

虐待は一般的に次のような4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがよくあります。

身体的虐待

- 身体に傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすような行為。
- 殴る、蹴る、突き飛ばす、タバコの火を押しつける、首をしめる、溺れさせる、戸外に閉め出すなど。

性的虐待

- 子どもにわいせつな行為をすること、させること。
- 子どもと性交をしたり、子どもに性器や性交を見せる、アダルトビデオを見せたり、ポルノ写真の被写体にするなど。

ネグレクト
(養育の怠慢・拒否)

- 健康状態を損なうほどの不適切な養育や、子どもの危険についての重大な不注意や無関心。
- 食事を十分に与えない、入浴させない、汚れた衣類を着続けさせる、極端に不潔な環境で生活させる、病気にかかっても医師にみせない、登校や外出を禁止し家に閉じこめる、乳幼児を車の中に放置する、捨て子や置き去りなど。
- 保護者以外の同居人の虐待行為を放置する。

心理的虐待

- 言葉による脅かしや拒否の態度などで子どもの心を傷つける行為。
- 「お前なんか生まれてこなければよかった」と言ったり、おびえるほど大声で怒鳴る、子どもを無視する、他のきょうだいと差別するなど。
- 子どもの目の前でやられるドメスティック・バイオレンス。

「しつけ」と「虐待」の違い

虐待ではないかと思われる行為に出会ったとき、多くの場合、養育者は「しつけのため」と主張します。しかし「虐待かどうかははっきりしない」、「もし間違いだったら人権問題になる」などとためらっているうちに深刻な問題になりかねません。



次のように感じたらとりあえず虐待を疑いましょう

- 「ちょっとおかしい」「行き過ぎではないか」 → しつけの程度をこえている
- 「同じことを何度もくり返している」 → 反復的・継続的

- 子どもの虐待に気づいたら、家庭児童・教育相談室、市児童家庭課、北見児童相談所へ通報しましょう。
- 通報者のプライバシーは守られます。
- 養育者を非難したりせず養育の悩みを一緒に考え支援しましょう。

電話相談を利用してください

- 子どもを虐待している、あるいはしてしまいかもしれない不安をもっている方
- 現に親や大人から虐待をうけている子ども
- 身近に虐待されている子どもを知った第三者の方
- 子ども時代に虐待を受けた結果として心の傷つきのため、心のケアを望んでいる方

もし困っていたら…

問い合わせ先

家庭児童・教育相談室

44-3250

市児童家庭課

44-6111 (内線260)

北見児童相談所

0157-24-3498